

仕 様 書

1 業 務 名 飯塚市子どもの居場所づくり（子ども食堂コーディネーター）業務委託

2 履行場所 飯塚市 地内

3 履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

4 業務目的

本事業は、貧困等の困難を抱える子どもを地域で見守り支援していく環境を整えることを目的に、コーディネートするための人材を配置し、飯塚市内において主に食事の提供を行う子どもの居場所の創設支援、運営支援及び行政機関や各種関係団体との連携推進を行うものである。

5 業務内容

(1) 子どもの居場所の創設支援

市民、各種団体、事業所等に対して子どもの居場所づくりについて積極的な働きかけを行う。また、立ち上げに必要な情報提供、助言及び相談等を行う。

(2) 子どもの居場所の運営支援

子どもの居場所を運営する者に助言及び相談等を行う。また、必要に応じ子どもの居場所の運営場所等へ出向き、相談や情報収集を実施する。

(3) 子どもの居場所に関するネットワーク体制の構築

子どもの居場所を運営する者や食材提供、場所、その他の支援を提供できる市民、事業所、各種団体等の連携を促進するためのネットワークを構築し、年1回以上の情報交換会を開催する。

(4) 子どもの居場所の広報支援

SNS や学校、行政機関を通じ支援が必要な子ども及び子どもの居場所を創設しようとする者への情報発信を行う。

(5) 研修・講習会等の企画運営

子どもの居場所に関する研修や講習会を年2回程度行う。

(6) 上記(1)～(5)の業務を円滑に行う職員体制を有すること。

(7) 留意事項

① 本業務の対象とする子どもの居場所は以下の条件を全て満たすものとする。

ア 市内で実施されるものであること。

イ 利用料金は、無料又は材料費等の実費相当額とすること。

ウ 1回当たり10食以上提供できる体制を有していること。

エ 年間を通じて計画的に運営し、かつ原則として、月1回以上実施すること。

オ 実施団体の関係者等特定の者のみ参加する運営を行わないこと。

カ 保健所の指導に基づいた衛生管理が行われること。

キ 食事の提供のほか、学習面での支援、宿題やレクリエーション活動の場の提供等、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。

ク 運営上知り得た利用者の情報は漏らさないこと。ただし、支援を必要とする子どもまたは保護者については、必要な支援に結びつけることができるよう速やかに飯塚市と情報共有を図ること。

② 子どもの居場所の創設支援にあたっては、市内小学校区域を単位とし、3カ所程度の創設を目標とする。

(8) 提出書類

① 事業実施計画書

履行期間内の事業実施計画書を作成し、契約締結後20日以内に飯塚市へ提出すること。また、実施計画を変更する場合には、速やかに届け出ること。

② 実績報告書

創業支援及び運営支援に関する実績報告書を履行期間終了後、速やかに提出すること。

③ 情報交換会実施報告書

情報交換会実施後、速やかに実施報告書を提出すること。

④ 研修・講習会実施報告書

研修・講習会実施後、速やかに実施報告書を提出すること。

6 支払方法

全ての業務完了後に受注者の正当な請求に基づき、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

7 その他

(1) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 5の業務内容にかかる経費はすべて受注者の負担とする。

(3) 本仕様書並びに委託契約書に定めのない事項については、発注者との協議のうえ定めるものとする。